

○暗記事項チェックシート「宅建業法」

関連用語の意味

□「宅地」とは、

- ①建物の敷地に供せられている土地及び建物を建てる目的で取引される土地
- ②現に道路、公園、河川、水路、広場の用に供せられていない土地

□「取引」とは、

- ①自ら契約当事者として**売買、交換**をする行為
- ②売買、交換、**貸借**の**代理**をする行為
- ③売買、交換、**賃貸**の**媒介**をする行為

□「業」とは、不特定多数の相手に**反復継続して行うこと**で、多数の物件を一括して売却するのみである場合は宅建業に該当しない

事務所

□事務所ごとに必要なもの

- ①**標識**の掲示
- ②**報酬額**の掲示
- ③**帳簿**の備付け
- ④**従業者名簿**の備付け
- ⑤成年者である専任の宅建士の設置

□従業者名簿は、最後に記載をした日から**10年間**保管しなくてはならず、取引関係者から請求があった場合は**閲覧**に供しなければならない

□帳簿には、**取引のあったつど一定事項を記載**しなければならないが、取引関係者から請求があった場合でも**閲覧**に供する義務はない

□宅建業者は従業員に**従業員証明書**を携帯させる必要があり、取引関係者から請求があった場合は提示しなければならない